

栄町第二庁舎利活用計画

令和6年3月

会津若松市

目次

1	計画の位置づけ	
(1)	現状と課題	P 1
(2)	これまでの検討経過	P 1
(3)	利活用方針の概要	P 2
(4)	利活用計画の目的	P 2
(5)	上位計画等との関連	P 3
2	栄町第二庁舎の利活用	
(1)	施設の概要	P 4
(2)	利活用の基本的な考え方	P 5
(3)	導入機能	P 5
(4)	各機能の内容	P 8
(5)	機能配置の検討	P 13
(6)	駐車場機能等	P 13
3	管理運営方法の検討	
(1)	基本的な考え方	P 14
(2)	開館日等	P 14
(3)	入居団体の負担の検討	P 14
4	概算事業費	
(1)	事業費の検討	P 15
(2)	費用削減及び財源確保策の検討	P 15
5	今後のスケジュール	P 15
	【参考】平面図、配置図	P 16

1. 計画の位置付け

(1) 現状と課題

令和7年度に整備される市役所新庁舎については、現在の栄町第二庁舎、栄町第三庁舎等の機能を集約する予定であり、新庁舎移転以降の栄町第二庁舎の利活用について検討を行う必要があります。

第7次総合計画においては、「参画・協働によるまちづくり」を掲げており、市民活動や市民協働を推進しながら、地域課題の解決や魅力向上に向けて、NPOやボランティア等の育成や活躍できる機会を創出していくことを掲げています。

また、市民生活や市民活動を支えている会津若松市社会福祉協議会やシルバー人材センターなどの公共的な団体が、現在入居している公共施設については老朽化が著しいことから、公共施設マネジメントの視点を踏まえた団体等の活動場所の確保が課題となっています。

このようなことから、市民活動の拠点の整備や男女共同参画の推進を図るとともに、福祉をはじめとした公共的な団体の機能を集約し、連携した対応を行うことにより、参画・協働によるまちづくりの推進や市民サービスの向上につなげていく必要があると考えています。

(2) これまでの検討経過

栄町第二庁舎の利活用の考え方については、これまで様々な検討を行ってきましたが、令和元年11月にとりまとめた「庁舎整備基本計画の精査と整備に向けた方向性の整理」において、「鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想」の考え方を踏まえながら、「市民活動の拠点等」として活用する方針を示し、令和4年1月に「栄町第二庁舎の利活用方針」を策定しました。

① 考え方の推移

計画等	栄町第一庁舎	栄町第二庁舎
「鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想」(H22.8)	市民活動の拠点等として利活用	将来を担う『子どもたち』に関連した施設として利活用
「庁舎整備基本計画」(H31.4)	市民活動の拠点等として利活用	駐車場として利活用 ※「将来を担う『子どもたち』に関連した施設については、県立病院跡地の利活用に向けた取組において検討を進める」と整理。
「庁舎整備基本計画の精査と整備に向けた方向性の整理」(R1.11)	庁舎として利用	市民活動の拠点等として利活用
「栄町第二庁舎の利活用方針」(R4.1)	—	市民活動の拠点等として利活用

(3) 利活用方針の概要

令和4年1月に策定した「栄町第二庁舎の利活用方針」においては以下のとおりまとめました。

① 基本的な考え方

(ア) 「鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想」等に示した「市民活動の拠点等」の機能を主とした利活用を図ります。

鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想より抜粋
男女共同参画や市民活動の拠点など市民要望が高い施設や、社会福祉協議会、シルバー人材センターなど公共的な団体の事務所として利活用を図ります。

(イ) 子育て支援機能等を配置し、全市的な視点の中で子育て環境の充実を図ります。
※子どもの屋内遊び場の整備や中高生の居場所など

(ウ) 新庁舎や生涯学習総合センター、商店街等の周辺エリアとの連携などにより利便性の向上とエリア一帯の活性化につながる利活用を図ります。

(エ) 「公共施設再編プラン」に基づき、施設機能及び総量の適正化や跡地等の資産の有効活用につなげます。

(オ) 改修費用が最小限となるよう検討を進めていきます。

② コンセプト

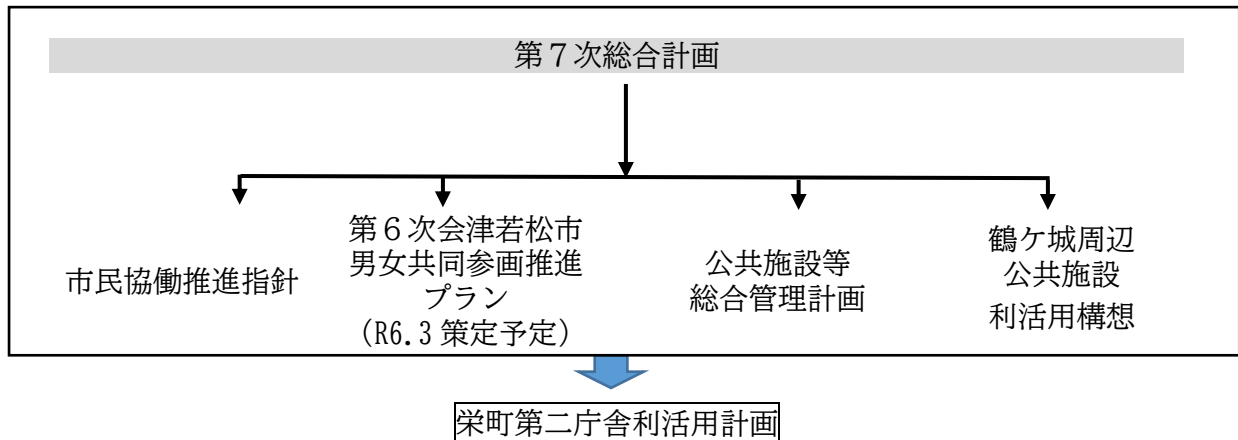
コンセプト	一人ひとりが輝き、つながる場所
中心市街地という立地を生かし、様々な活動や交流等への支援を通じ、誰もが自分らしく輝き、つながりあえる拠点として活用していきます。	

(4) 利活用計画の目的

利活用計画は、新庁舎整備後の栄町第二庁舎の利活用を効果的、計画的に進めるために、利活用に係る基本的な考え方や必要な機能などを示すものであり、今後は、この計画に基づき、整備に向けた検討を進めていきます。

(5) 上位計画等との関連

栄町第二庁舎の利活用を検討するにあたっては、上位計画等との整合を図る必要があることから、第7次総合計画などとの関連性や位置付けについて整理を行いました。



① 第7次総合計画(H29.2)

○政策分野9 社会参画

・目指す姿

たくさんの市民が、地域の課題解決や活性化に向けた活動に参画する活力のあるまち

・施策1 市民活動・協働の推進

地域の魅力づくりや課題解決に向けて、NPO・ボランティア等が活躍できる機会を創出していきます。また、多様な主体と行政が、相互に尊重しながら、ともに考え、活動し、実践していくための取組を推進します。

② 市民協働推進指針 (H26.4)

○市民協働を推進するための基本的な考え方

・市民と行政の協力体制

自立して独自の事業を実施できる市民公益活動団体が多く育つことは、きめ細かな公共サービスの提供という点で地域社会にとっては望まれます。市民公益活動団体と行政はお互いに依存し合うのではなく、それぞれが特性を活かし、より良い協力体制を築くことが必要です。

③ 第6次会津若松市男女共同参画推進プラン (R6.3 策定予定)

○基本理念

・性別にかかわらず、多様性を尊重し、一人ひとりがその個性や能力を十分に発揮することができるまちを目指して

○基本目標

- ・男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- ・女性があらゆる分野に参画できる社会づくり
- ・誰もが安全・安心に暮らすことができる社会づくり

④ 公共施設等総合管理計画(H28.8、R3年度一部改訂)

○公共施設等の総合的な管理の必要性

・公共施設等の安全性や利便性を確保し、時代の変化に応じた最適な公共サービスを維持していくためには、これまでの「新たな施設整備」を重視する考え方から「施設の保全と活用」を重視する考え方へ切り替え、公共施設等の整備や管理、有効活用の方法、解体・除却等について市民の皆様とともに考え、総合的に管理していくことが必要です。

⑤ 鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想 (H22.8)

○市役所庁舎

・利活用の概要

男女共同参画や市民活動の拠点など市民要望が高い施設や、社会福祉協議会、シルバー人材センターなど公共的な団体の事務所として利活用を図ります。

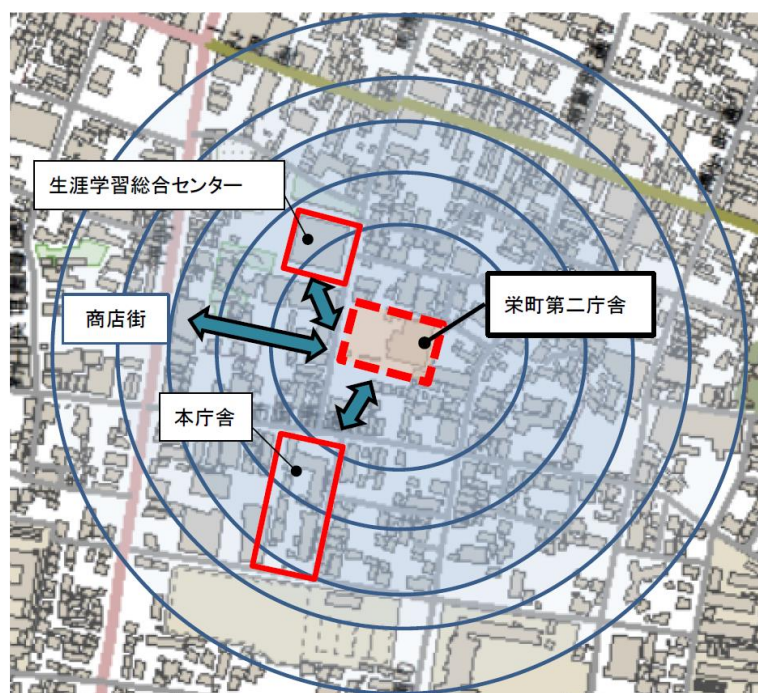
※本計画は、SDGsの推進に寄与するものです。



2. 栄町第二庁舎の利活用

(1) 施設の概要

棟名称	建築年	目標使用年数	延床面積(m ²)	構造	耐震性能	駐車台数
栄町第二庁舎	1998年	65	2,994	鉄骨造	補強不要	65台



(2) 利活用の基本的な考え方

- ① 1階について・・・市民活動や男女共同参画の活動等を支援します。
 - NPOや市民活動団体、男女共同参画の活動支援や、新たに活動を始めたい人のサポート
 - 子育て環境の充実、中高生の居場所の設置
 - 市民活動等の情報発信、憩いの場の提供や地域の交流の促進

- ② 2階について・・・市民生活や市民活動を支援する機能を集約することで住民福祉の増進を図ります。
 - 市民生活や障がい者、成年後見制度等にかかる相談の受付
 - ボランティア活動の推進
 - 高齢者の活動支援



「中心市街地という立地を生かし、様々な活動や交流等への支援を通じ、誰もが自分らしく輝き、つながりあえる拠点」を目指します。

※市民活動とは、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動のこと。ただし、宗教活動などは除きます。

(例) NPO、町内会活動、PTA活動など

※なお、市民活動以外の趣味やサークル活動等については、近隣の生涯学習総合センターを活用するなど機能を分担することとし、本施設においては、上記の基本的な考え方に沿った利活用を図っていくことを検討します。

(3) 導入機能

① 導入機能の検討

「利活用の基本的な考え方」などに基づき、栄町第二庁舎に導入する機能の必要性や効果等を検討した結果、具体的な機能等は以下のとおりです。

市民生活や市民活動などを支援する様々な機能が集約し連携することにより、市民サービスや利便性の向上、地域の交流促進が期待できるものと考えます。

現在の施設と機能
■追手町第一庁舎 <ul style="list-style-type: none"> ・会津若松市社会福祉協議会 ・福島県社会福祉協議会（生活自立サポートセンター会津事務所）
■シルバー人材センター事務所 <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター ・老人クラブ連合会
■リオン・ドール・ガーデン（民間施設） <ul style="list-style-type: none"> ・国際交流協会
■ノーマライズ交流館パオパオ <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者総合相談窓口 ・成年後見制度中核機関（会津権利擁護・成年後見センター）
■旧夜間急病センター <ul style="list-style-type: none"> ・あいづ聴覚障害者協会 ・会津若松地区保護司会



栄町第二庁舎への機能集約
■栄町第二庁舎へ入居する団体等 <ul style="list-style-type: none"> ・会津若松市社会福祉協議会 ・福島県社会福祉協議会（生活自立サポートセンター会津事務所） ・シルバー人材センター ・老人クラブ連合会 ・国際交流協会 ・障がい者総合相談窓口 ・成年後見制度中核機関（会津権利擁護・成年後見センター） ・あいづ聴覚障害者協会 ・会津若松地区保護司会
■新規機能 <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体の支援の拠点 ・男女共同参画の推進機能 ・市民活動、フリースペース機能（イベント、中高生の居場所） ・キッズスペース、保護者憩いの場 ・情報発信コーナー ・市民憩いの場 ・展示、出展機能

② 導入機能の概要

■ 1階

主な機能	規模㎡	主な内容
市民活動団体の支援の拠点	147	・ NPO活動や市民活動の支援、これから始めたいという人をサポート
男女共同参画の推進機能		・ 男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び各種団体に研修、交流等の活動の場を提供
市民活動・フリースペース機能 【一般市民の利用可】	220	・ ワークショップ、イベント、会議など ・ 中高生の居場所、スタディスペース
キッズスペース・保護者憩いの場 【一般市民の利用可】	108	・ 小規模遊具の設置、休憩スペース

主な機能	規模㎡	主な内容
情報発信コーナー・市民憩いの場 【一般市民の利用可】	60	・ 各種チラシの設置、休憩スペース
展示・出展機能	—	・ 入居団体等の活動内容等の展示スペース
国際交流協会	85	・ 地域活性化の促進及び市民の国際感覚の醸成、国際交流活動の推進
会議室（3部屋）	—	・ 市民活動団体等の活動スペース

※規模や機能は、今後の検討過程において、変更となる可能性があります。

■ 2階

主な機能	規模㎡	主な内容
会津若松市社会福祉協議会	323	・ 社会福祉を目的とする事業の企画、実施、住民参加のための援助 ・ ボランティア活動の推進 ・ 生活相談支援事業など
シルバー人材センター	111	・ 高齢者の社会参画機会の拡大や生きがい創出等のために就業機会確保等の活動を実施
老人クラブ連合会	58	・ 老人クラブの連携や交流の促進
障がい者総合相談窓口	59	・ 障がい者相談の受付など
成年後見制度中核機関 （会津権利擁護・成年後見センター）	37	・ 成年後見制度に関する相談受付、広報・啓発活動、後見人等支援、制度利用促進に関する業務、地域連携ネットワーク体制整備等
会津若松地区保護司会	30	・ 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える活動
あいづ聴覚障害者協会	49	・ 手話講習会の開催、手話の普及や理解促進活動
福島県社会福祉協議会 （生活自立サポートセンター会津事務所）	54	・ 生活困窮者自立相談支援 ・ フードバンク（食料支援）など
会議室（3部屋） 相談室（3部屋）	—	・ 入居団体等の活動、相談スペース

※規模や機能は、今後の検討過程において、変更となる可能性があります。

(4) 各機能の内容

① 市民活動団体の支援の拠点

概要	NPO活動や市民活動の支援、これから始めたいという人のサポートなどを行う。
開所日時等	月～日曜日（年末年始を除く）8：30～17：15
主な内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動団体等に関する相談、助言（～17：15） ・市民活動団体等に対する研修、相互交流事業 ・市民活動団体等の情報収集、提供 ・市民活動に要する会議室・コピー機等の貸出し（予約に応じて対応。～22：00）
関連課	企画調整課協働・男女参画室

② 男女共同参画の推進機能

概要	男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び各種団体に研修、交流等の活動の場を提供する。
開所日時等	月～日曜日（年末年始を除く）8：30～17：15
主な内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進のための各種講座、イベントなどの開催、意識啓発 ・男女共同参画推進団体の活動、交流の場 ・男女共同参画に関する様々な情報の提供
関連課	企画調整課協働・男女参画室

③ 市民活動・フリースペース機能

概要	市民活動等に自由に利用できるフリースペース 【一般市民の利用可】
開所日時等	月～日曜日（年末年始を除く）9：00～19：00
主な内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ、イベント、会議、中高生の居場所、スタディスペースなどに活用 ・可動式間仕切りにより4区分化も可能 ・机・椅子等を設置予定
関連課	企画調整課協働・男女参画室、こども保育課

④ キッズスペース・保護者憩いの場

概要	乳幼児を含む就学前の子どもたち、その保護者の交流の場など 【一般市民の利用可】
開所日時等	月～日曜日（年末年始を除く）9：00～19：00
主な内容等	・小規模の遊具などを設置予定 ・机・椅子等を設置予定
関連課	こども保育課、企画調整課協働・男女参画室

⑤ 情報発信コーナー・市民憩いの場

概要	入居団体等の情報発信やチラシの設置、休憩スペース 【一般市民の利用可】
開所日時等	月～日曜日（年末年始を除く）9：00～19：00
主な内容等	・パンフレットスタンド ・机・椅子等を設置予定

⑥ 展示・出展機能

概要	入居団体や市民団体の活動内容の紹介・展示スペース
開所日時等	月～日曜日（年末年始を除く）9：00～19：00
主な内容等	・パンフレットスタンド ・机等を設置予定

⑦ 国際交流協会

概要	会津若松市において歴史・伝統・文化を活かした国際交流活動を推進することにより、諸外国との相互理解と友好親善を深めるとともに、地域活性化の促進並びに市民の国際感覚の醸成を図ることを目的として各種事業を実施している。
開所日時等	火～土曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：45
職員の配置状況	5名
主な内容等	・国際交流事業 ・在住外国人支援事業 ・ボランティア活動、育成事業 ・広報事業
関連課	企画調整課

⑧ 会津若松市社会福祉協議会

概要	社会福祉法に基づき設置され、「誰もが安心して暮らせるよう地域で支え合うあいづわかまつ」を目指して様々な活動を行っている。
開所日時等	月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：15
職員の配置状況	23名（臨時職員含む）
主な内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ・社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 ・保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 ・ボランティア活動の振興 ・低所得世帯に対する資金の貸付 ・福祉サービス利用援助事業
関連課	地域福祉課

⑨ シルバー人材センター

概要	高齢者の社会参画機会の拡大や生きがい創出等のために設立され、高齢者の就業機会確保等の活動を行っている。
開所日時等	月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：15
職員の配置状況	8名
主な内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等から業務を受託し高齢者に就業機会を提供
関連課	高齢福祉課

⑩ 老人クラブ連合会

概要	単位老人クラブ相互の親睦と交流を図り、高齢者の住みよい地域環境づくりと教養を培い、連帯の輪を広げ、心豊かな社会福祉の発展に寄与する事業を行っている。
開所日時等	月～金曜日（祝日・年末年始・お盆を除く）9：00～16：00
職員の配置状況	2名
主な内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブの連携や交流を促進する事業
関連課	高齢福祉課

⑪ 障がい者総合相談窓口

概要	障がいのある人の生活等に関する相談に対応するとともに、障がい福祉の人材育成を支援するため、研修会の開催や指導・助言の活動を行っている。
開所日時等	月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：30
職員の配置状況	4名（相談支援専門員3名、事務員1名）
主な内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい種別を問わない総合的・専門的な相談支援の実施 ・地域の相談支援事業者を対象とした研修会の開催 ・障がいのある人の地域生活への移行・定着の促進に向けた取り組み ・障がいのある人の権利擁護・虐待防止の取り組み
関連課	障がい者支援課

⑫ 成年後見制度中核機関（会津権利擁護・成年後見センター）

概要	成年後見制度に関する相談受付や広報、後見人等支援など、成年後見制度の利用促進のための業務を行っている。
開所日時等	月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：15
職員の配置状況	3名
主な内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に関する相談受付 ・講演会や研修の開催等の広報・啓発活動 ・後見人等支援 ・申立て支援等の制度利用促進に関する業務 ・協議会開催やチーム支援等の地域連携ネットワーク体制整備
関連課	高齢福祉課、障がい者支援課

⑬ 会津若松地区保護司会

概要	犯罪の予防・更生・指導や、青少年の非行防止等を目的とした保護司会の活動を行っている。
開所日時等	月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9：30～15：30
職員の配置状況	2名
主な内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・罪を犯した者や非行のある少年の改善更生（更生保護活動） ・社会を明るくする運動 ・保護司の職務に関する研究 ・保護司の職務及び保護司会活動に関する事務
関連課	地域福祉課

⑭ あいづ聴覚障害者協会

概要	聴覚障がいのある会員同士の交流を図り、また手話や聴覚障がいについての理解の普及や啓発活動を行っている。
開所日時等	月～日曜日（年末年始を除く）
職員の配置状況	1名
主な内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・手話講習会の開催 ・手話教室（大人向け、こども向け）の開催 ・手話の市政だよりや議会白書などの制作 ・手話関連の資料展示、貸出 ・市からの委託事業及び手話サークルみみごえ会と共同事業あり
関連課	障がい者支援課

⑮ 福島県社会福祉協議会（生活自立サポートセンター会津事務所）

概要	社会福祉法に基づき設置された福島県社会福祉協議会が、福島県から「生活困窮者自立支援法に基づいて実施される自立相談支援事業」を受託し、生活自立サポートセンターを設置している。生活保護に至っていない生活困窮者に対する第2のセーフティネットとして包括的な相談業務を行っている。
開所日時等	月～金曜日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：15
職員の配置状況	7名
主な内容等	<p>生活保護に至る前の段階からの相談支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援 ・住居確保支援 ・家計改善支援 ・生活困窮家庭の子どもに対する学習支援 ・緊急に衣食住の確保が必要な人に対する一時生活支援 ・フードバンク（食料支援） ・生活困窮者自立支援給付金等に関する支援
関連課	地域福祉課

※各機能の詳細については現時点の内容であり、今後変更する可能性があります。

(5) 機能配置の検討

① 配置の考え方

■ 1 階の配置

- ・ 市民がフリーで利用できる機能を配置
- ・ 土日も使用する機能を配置
- ・ 17時以降も使用することを想定

■ 2 階の配置

- ・ 事務所機能を配置
- ・ 平日を主体とした業務
- ・ 日中の業務を主体とした機能を配置
- ・ 比較的広い会議室を配置
- ・ 個別相談できる相談室を配置

② 配置（案）

※ 別紙のとおり

(6) 駐車場機能等

① 駐車場

- ・ 駐車可能区画数は約 50 台を想定しており、施設利用者（来訪者）の駐車台数を見込んだ上で、各団体の社用車等の台数を検討します。
- ・ 本施設は、土日祝日も開館を想定しており、基本的には、施設利用者の駐車場としての利用を検討します。
- ・ 駐車場の一部は、市公用車駐車場として使用します。

② 倉庫

- ・ 入居団体の共同利用となりますが、スペースが限られていることから、具体的な活用方法は今後検討していきます。

3. 管理運営方法の検討

(1) 基本的な考え方

施設の管理運営の手法については、市による直営管理や一部業務の委託、また、公の施設として位置付ける場合は、指定管理者制度の活用が考えられますが、本施設の目的や性質を踏まえ、当面は市による直営管理と一部業務の委託による運営を検討します。

将来的には、市民活動などを総合的に支援する中間支援機能を持った団体などに、段階的に、業務委託を拡大していくことも検討します。

また、入居団体を含めた管理運営協議会等を設置し、施設利用のルール作りや課題解決を行いながら、より良い施設運営を行っていきます。

(2) 開館日等

開館日については、基本的には、年末年始（12月29日から翌1月3日まで）を除く日を開館日とし、施設全体の利用時間は、8時30分～19時としますが、各団体の活動状況などを踏まえ、柔軟な対応を検討します。

(3) 入居団体の負担の検討

市が所有する財産（公共施設）を使用させる場合の使用料及び施設の維持管理等の費用については、その使用者に適正な額を負担してもらうべきものであり、原則、有償としていますが、関係条例等に基づき、今後、適切な負担額について検討していきます。

また、光熱水費については受益者負担が原則であることから、適切な負担額についても検討していきます。

4. 概算事業費

(1) 事業費の検討

現時点において必要な経費は下記のとおり想定していますが、今後の設計などを踏まえて、精査していきます。

区 分	金 額 (千円・税込)
改修工事費 (建築工事、電気工事、設備工事、昇降機工事等)	270,000

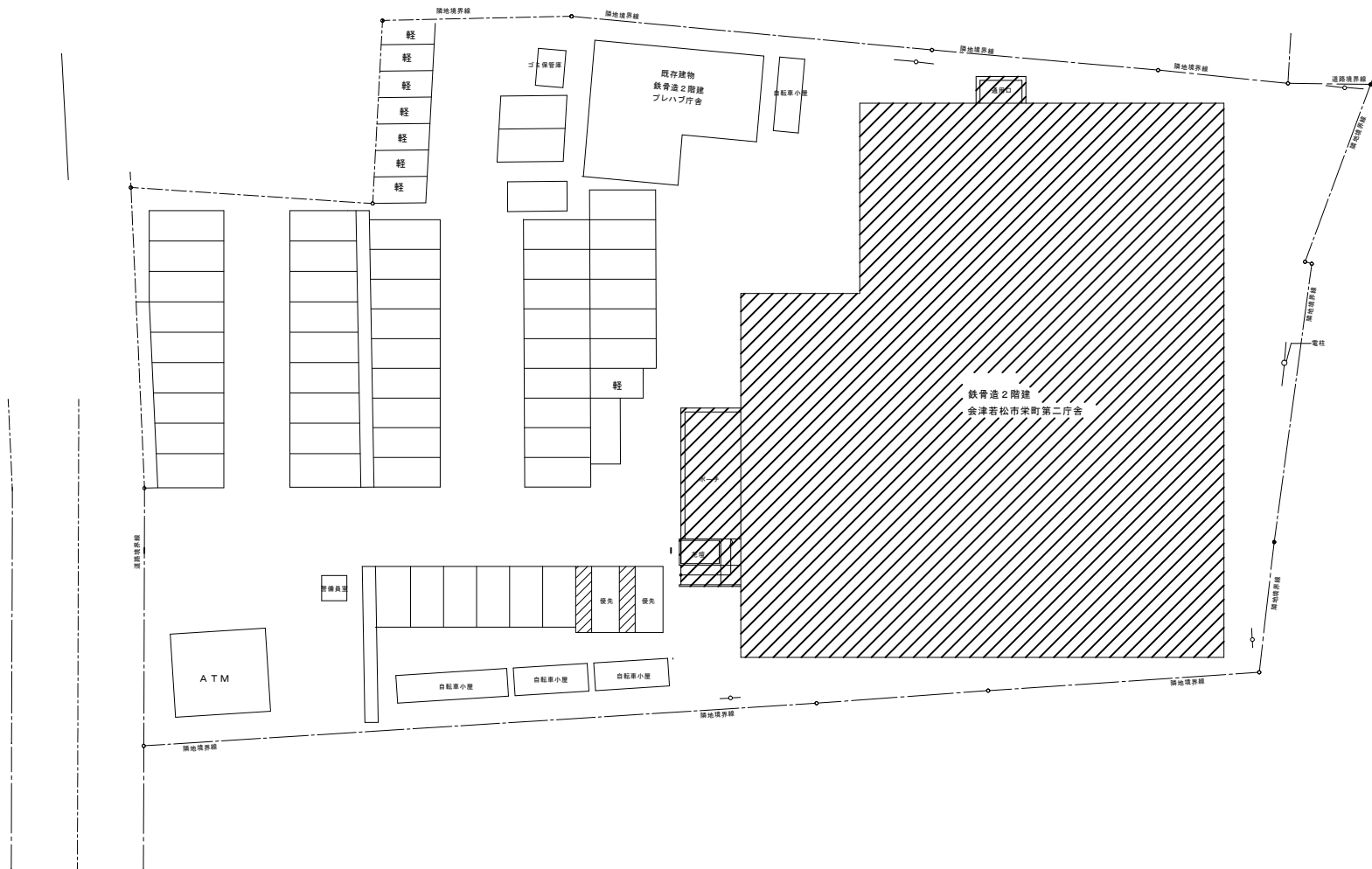
(2) 費用削減及び財源確保策の検討

- ① 国庫補助の活用
- ② 起債の活用
- ③ 既存施設の集約化による施設修繕・維持管理費、人件費削減の効果等

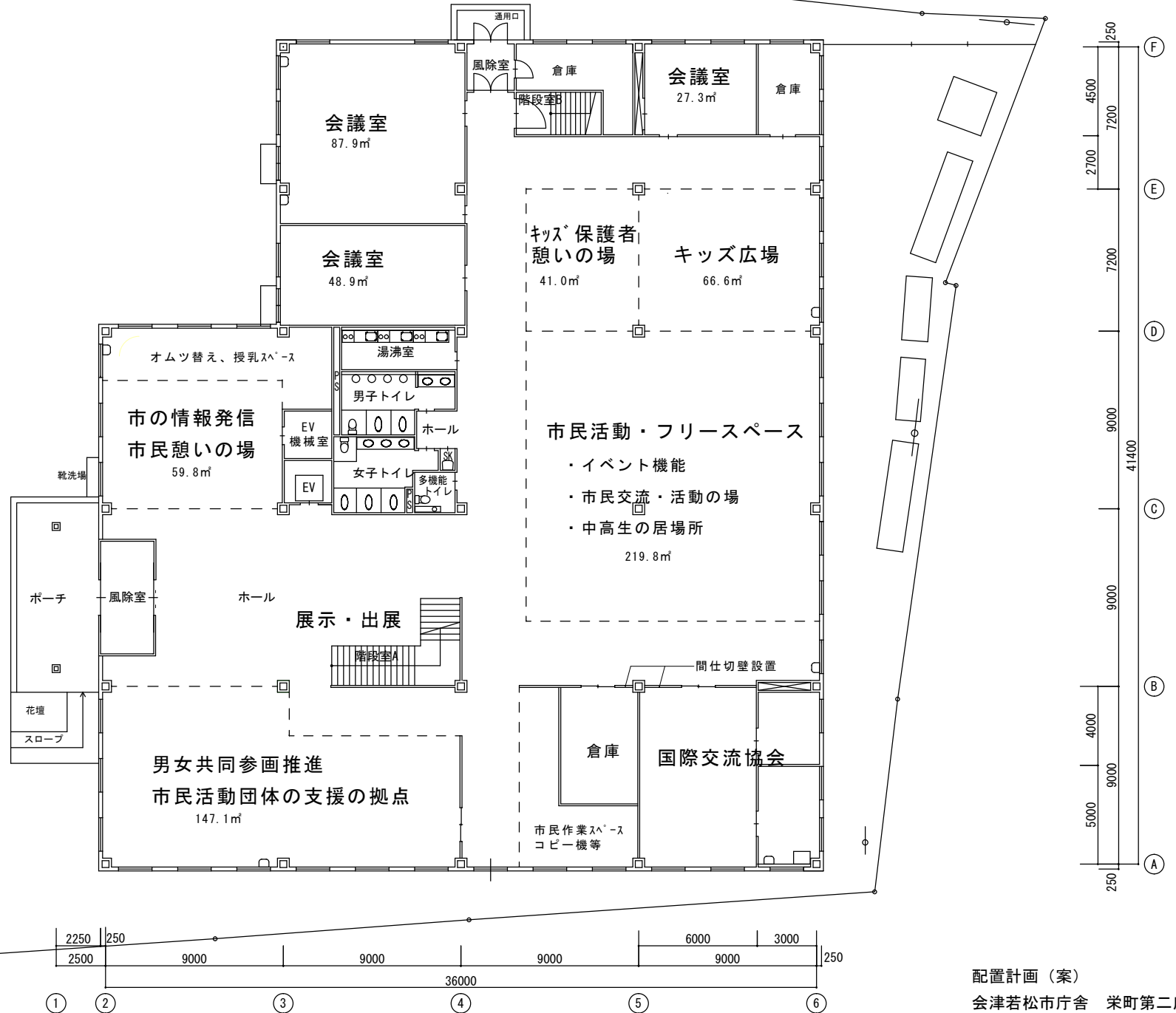
5. 今後のスケジュール

時 期	内 容
令和6年度	設計
令和7年度	改修工事
令和8年度	供用開始

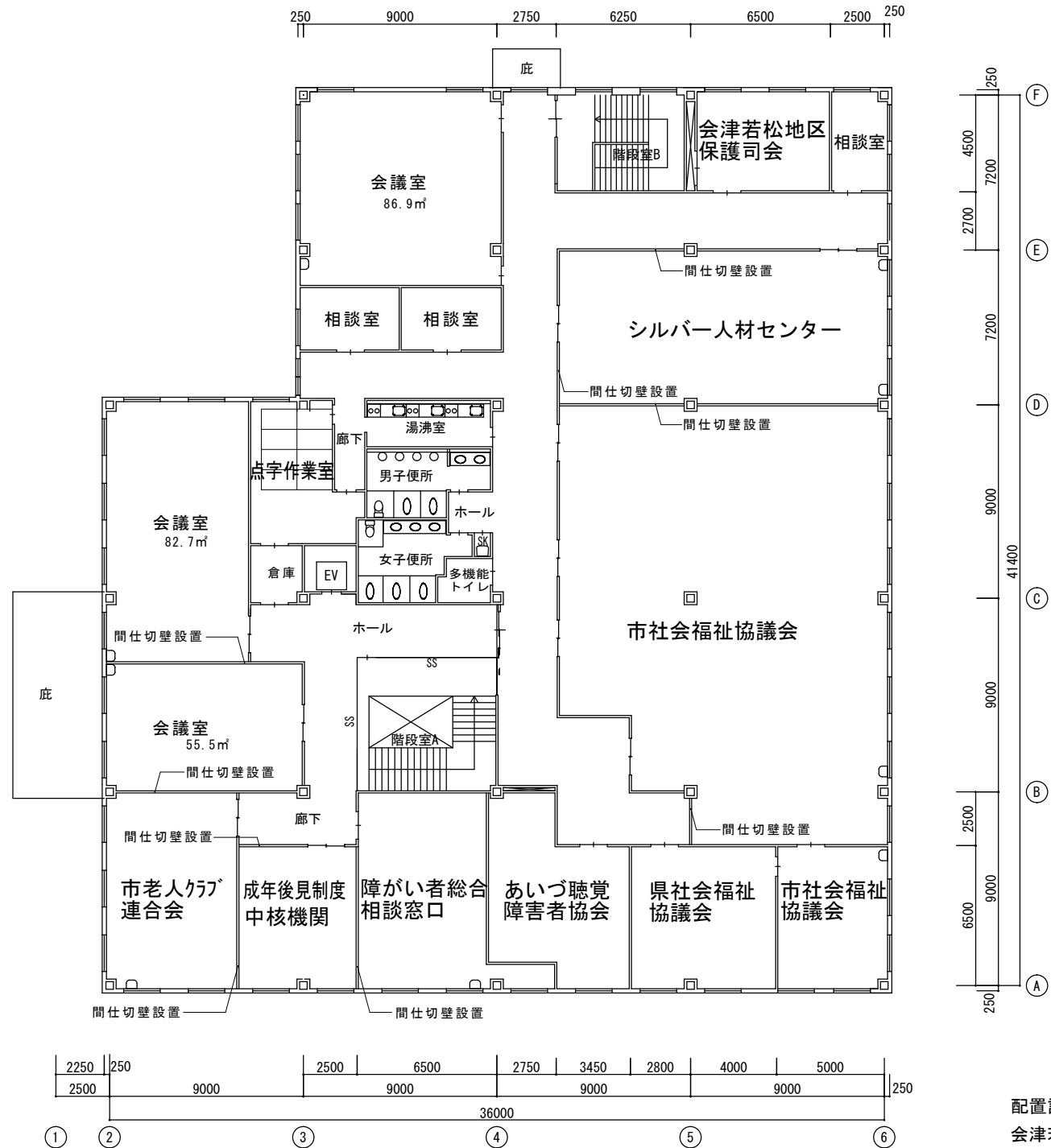
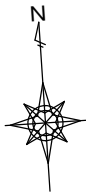
※今後の検討状況により変更する可能性があります。



会津若松市庁舎 栄町第二庁舎
屋外配置図 S=FREE



配置計画 (案)
会津若松市庁舎 栄町第二庁舎
1階平面図 S=FREE



配置計画 (案)
 会津若松市庁舎 栄町第二庁舎
 2階平面図 S=FREE